

中小企業活性化・事業承継総合支援事業 (旧：中小企業再生支援・事業承継総合支援事業)

中小企業庁事業環境部金融課
中小企業庁事業環境部財務課

令和5年度概算要求額 **225.0 億円** (**157.7 億円**)

事業の内容

事業目的

(1)中小企業活性化事業

各都道府県の中小企業活性化協議会が財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して事業再生等のフェーズに応じた支援及び民間の支援専門家の育成を実施し、地域経済で大きな役割を果たす中小企業・小規模事業者の活性化と雇用の維持・確保を図ります。

(2)事業承継総合支援事業

中小企業経営者の高齢化は深刻化しており、解散・休廃業の増加が今後も見込まれるなど、中小企業・小規模事業者は引き続き厳しい状況に置かれているため、後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業承継・引継ぎの促進・円滑化を図ります。

事業概要

(1)中小企業活性化事業

専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施します。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画策定支援等を実施します。

経営者保証解除に係るサポートとして、従来の事業承継時以外も支援対象とするなどの体制強化を図ります。

(2)事業承継総合支援事業

全国48カ所に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施します。また、事業承継・引継ぎの機運醸成に向けた普及啓発や、M&A支援機関の登録制度等の事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)(2)ともに以下の事業スキームにて運用



成果目標

(1)中小企業活性化事業

足下並みの二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）を目指します。（令和元年度3.1%、令和2年度2.7%、令和3年度1.9%）

(2)事業承継総合支援事業

令和5年度における全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、約14,500件の相談対応、2,000件の成約を目指します。